

令和6年第9回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和6年9月27日(金)午後1時30分から2時12分

2. 開催場所 安芸市役所2階会議室

3. 出席農業委員(12人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	大久保暢夫
会長職務代理者	3番	樋口なぎさ
	4番	西岡秀輝
	5番	川島 一義
	6番	栗山 浩和
	8番	有澤 節子
	9番	福本 隆憲
	10番	公文 啓子
	12番	小松 昭則
	13番	小松 豊喜
	14番	小松 昌平

4. 欠席農業委員(2人)

7番	野村 勉
11番	千光士伊勢男

5. 出席農地利用最適化推進委員(6人)

安芸町	渡辺 禎宏
伊尾木	黒岩 榮之
川北	中平 秀一
土居	入交 大輔
畑山	小松 光正
赤野	小松 幸宏

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3届出について

議案第 2 号 農地法第 3 条許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について農地法
報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について
議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について
議案第 6 号 非農地証明願について
その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 三宮 一仁
事務局次長兼振興係長 小松 亜矢
事務局農地係長 弘井 恭介

9. 会議の概要

議長 みなさん、こんにちは。
これより、本日の会議を開きます。
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。
定数 14 人、欠席 2 人、出席数 12 人でございます。
欠席委員の 7 番の野村勉委員、11 番の千光士伊勢男委員からは、それぞれ
所用のため欠席の届出があっております。
次に、事務の概要報告をいたします。
9 月 13 日に、農業者年金特別研修会がオンラインで開催され、この会議室において、大久保委員、樋口委員、公文委員、小松昭則委員、小松幸宏委員の計 5 名
が受講されました。
また、昨日 9 月 26 日に、第 102 回常設審議委員会が高知市で開催され、内川会
長が出席しております。
以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本日の定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議
ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
はい、「異議なし」と認めます。
よって、本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。

会議規則第 21 条第 2 項の規定により議事録署名委員に 川島一義委員及び栗山浩和委員を指名いたします。

議長 それでは、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届け出について、事務局が説明をいたします。

事務局 議案書は 1 ページをお開きください。
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届け出についてです。
最初に訂正がございます。議案書の左上、報告第 1 号となるべきところが議案第 1 号となっておりますの訂正をお願いいたします。
それでは、内容の説明に入ります。
今回は、7 件の届出が出ています。
届出番号 1 番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり井ノ口の 1 筆で、面積は 280 m²です。相続により持分 1/2 部分が所有権移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。
次に、届出番号 2 番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり西浜ほかの 3 筆で、面積は合計 294.42 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありません。
次に、届出番号 3 番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり大井の 31 筆で、面積は合計 4,392 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありません。
次に、届出番号 4 番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり畑山の 19 筆で、面積は 7067.59 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありません。
次に、届出番号 5 番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり下山の 3 筆で、面積は 1,016 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。
次に、届出番号 6 番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり古井の 3 筆で、面積は合計 1,049 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

最後に、届け出番号7番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり土居の1筆で、面積は22㎡です。時効取得により所有権が移転となったものです。

説明は以上です。

議長 ただいまの報告第1号について、質問、意見などがございましたら、よろしくお願ひいたします。

(質問、意見等、なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

議長 続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 議案第2号、農地法第3条許可申請について説明いたします。議案書は6ページです。今回は2件の申請がありました。

事務局 申請番号1番です。
譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり土居の1筆で、面積は1,112㎡です。
贈与による所有権移転の申請で、水稻栽培を予定しております。所在地につきましては、7ページに地図がございます。土居小学校の南東方向にある農地です。
※現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。
次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明いたします。
まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はこれまで両親とともに水稻栽培を行っていましたが、今回経営移譲を受けて後継者として農業経営を行っていくこととなりました。今回の申請地でも水稻栽培を予定していて、後継者として農業を行っていく予定です。農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。
次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。
次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間 330 日が 1 名、300 日が 1 名、250 日が 1 名おります。このため、農作業を行う必要がある年間 150 日以上要件を満たすと見込まれます。

次に、^{てんたい}転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には水稻栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、9 月 10 日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

申請番号 2 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり土居の 1 筆で、面積は 165 m²です。

売買による所有権移転の申請で、野菜の栽培を予定しています。所在地につきましては、8 ページに地図がございます。市道安芸伊尾木線の春日橋西側の避難タワーの北方向にある農地です。

※現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A3 の農地法第 3 条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は定年退職後、パート勤めに出ながら週末や長期休暇を利用して野菜を栽培しており、耕作すべき全ての農用地を耕作しております。今回の申請地でも野菜を栽培する予定であり、農作業に従事する家族等の状況からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間 120 日が 2 名となっておりますが、自家消費する範囲で野菜を栽培する予定となっております。このため農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

次に、^{てんたい}転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には野菜の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、9月10日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号①②を合わせて、福本隆憲委員お願いします。
福本委員 9月10日に現地確認してまいりました。説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。
ほかになれば、採決いたします。
議案第2号、農地法第3条許可申請については、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長 賛成(全員・多数)です。
よって、議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに決定しました。

議長 続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題とします。事務局が説明をいたします。

事務局 それでは、議案第3号の5条申請について説明いたします。今回は2件の申請が提出されています。議案書は9ページをお開きください。
申請番号1番。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は115㎡で、転用目的は駐車場等の整備です。場所は10ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。
場所は伊尾木小学校から国道を挟んで北東にある農地です。現地確認は9月10日に内川昭二会長、黒岩榮之委員にさせていただきました。

こちらの案件ですが、今年の6月に同様の利用目的で5条申請があった農地と一体利用する計画で申請されております。それでは、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分

はその他の農地に当たると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。検討事項①の理由についてですが、譲受人は申請地の隣接地で自動車修理及び販売業を営んでおります。以前から駐車スペースが不足していたため、当該申請地北側隣接地について、7月に既に県から転用許可を受けています。当該申請地は国道に面した南東角部分に位置しておりまして、駐車スペースについて未だ十分ではないため、一体利用地と合わせて利用できる当該申請地を申請したものです。他に適した用地がないことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、残高証明書を確認し、問題がないと判断しております。遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、駐車場用地等として転用面積が妥当であると判断しております。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は一体利用地、南側及び西側は国道、東側が道路を挟んで一体利用地です。生活排水が発生する施設はなく、雨水は自然浸透により処理する計画です。これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施工地ではございません。申請地は、土地計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画が許可相当であると判断いたします。

次に申請番号2番。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおり。地目は畑、面積は2筆で213㎡で、転用目的は侵入路の整備です。

場所は11ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。場所は川北清香園の北西方向にある農地です。言質確認は9月11日に西岡秀輝委員、中平秀一委員にいただきました。

それでは、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地に当たると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。検討事項①の理由についてですが、譲受人は譲渡人から自己住宅に隣接する土地の購入を打診されたが、面積が広すぎるため、全筆での購入は断りました。しかし、以前から自宅への進入路として使用していた土地は狭いと感じていましたため、車両の進入に十分な広さの土地を分筆して譲り受けることにしたもので、他に適した用地が

ないことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、侵入路用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請の北側は市道及び河川、南側は市道を挟んで宅地、東側は一体利用地と宅地と墓地、西側は譲渡人所有の農地となっております。生活雑排水は発生せず、雨水は自然浸透により処理する計画です。これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたしました。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施工地ではありません。申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたしました。

説明は、以上です。

議長 現地確認委員の報告を 申請番号①を黒岩榮之委員、申請番号②を西岡秀輝委員お願いします。

黒岩委員 申請番号 1 番、現地確認をしてまいりました。説明のとおりです。

西岡委員 申請番号 2 番です。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは審議をお願いします。

別に(ほかに)意見はないようですので、採決いたします。

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請については、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

議長 よって、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請については、原案どおり決定いたしました。

議長 続きまして、報告第 4 号、農地法第 18 条第 6 項解約通知報告についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 報告第4号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。議案書は12ページからになります。今回は2件の届け出がありました。

届出番号1番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり赤野の1筆です。地目は田で、面積は1,611 m²です。令和4年11月から5年間の賃借権が設定されていましたが、借主が変更することになり、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

届出番号2番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり穴内の2筆です。地目は田で、面積は合計で1102 m²です。令和4年3月から5年間の賃借権が設定されていましたが、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。説明は以上です。

議長 ただいまの報告第4号について、質問、意見等がございましたら、よろしく願います。

(質問、意見等なし)

質問、意見等ないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

議長 続きまして、議案第5号、農業経営基盤促進法 農用地利用集積計画決定についてを議題とします。事務局が説明をいたします。

事務局 それでは、議案第5号、農業経営基盤強化促進法 農用地利用集積計画決定について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の経過措置を適用して、従来の農用地利用集積計画を定めようとするものです。

議案書は13ページからになります。最初にお詫びがございます。今回6件の申請がありましたが、申請番号⑥につきまして(議案書16ページ)、書類確認及び現地確認も終え、議案書に掲載した後、最終確認をしていたところ疑義があり、申請者に確認したところ、結果、今回は申請を取り下げることとなりました。今定例会で審議を行いません。申し訳ございませ。

事務局 それでは、申請番号 1 番から説明いたします。議案書は 13 ページです。
貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり赤野の 1 筆で、地
目は田、面積は 1611 m²です。ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は 5 年
で、賃借料は 10 万円で新規設定する計画です。先ほどの報告第 4 号、届け出番
号 1 番で解約通知のあった土地になります。

※現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、17 ページに地図がございます。赤野の叶岡集会所の北
方向にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の
各号の判断につきましては、別紙の A3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集
積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、9 月 9 日に栗山浩和委員、小松幸宏委員に確認していただ
きました。

次に、申請番号 2 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり赤野の 4 筆で、地
目は田、面積は合計 1,090 m²です。ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は
3 年で、再設定する計画です。ここで、賃借料ですけれども、訂正がございます。
申し訳ございません。1 筆ずつそれぞれ 2 俵代で合計 1,090 m²に対して米 8 俵
代の間違いでした。訂正をお願いいたします。

※現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18 ページに地図がございます。赤野小学校の西方向に
ある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の
各号の判断につきましては、別紙の A3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集
積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、9 月 9 日に栗山浩和委員、小松幸宏委員に確認していただ
きました。

次に 申請番号 3 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり穴内の 1 筆で、地
目は田、面積は 535 m²です。ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は 1 年
で、賃借料米 7 俵代/10a で新規設定する計画です。

※現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、19 ページに地図がございます。穴内公民館の西方向にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、9 月 12 日に長野榮徳委員、小松昭則委員に確認していただきました。

次に申請番号 4 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり井ノ口の 1 筆で、地目は田、面積は 1,018 m²です。ユズ、文旦を栽培する予定をしており、貸借期間は 30 年で、賃借料 2 万円で新規設定する計画です。

※現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20 ページに地図がございます。井ノ口郵便局の北方向にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、9 月 11 日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に、申請番号 5 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり伊尾木の 2 筆で、地目は田、面積は合計 2,464 m²です。水稻(1,464 m²)とナス(1,000 m²)を栽培する予定をしており、貸借期間は 10 年で、賃借料は、水稻が米 5.5 袋でナスが 9 万円で再設定する計画です。

※現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21 ページに地図がございます。伊尾木保育所の北東方向にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、9月10日に内川昭二会長、黒岩榮之委員に確認していただきました。

申請番号⑥については、先ほど説明させていただいたとおり、申請取り下げになっておりますので、ご了承ください。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号①②を小松幸宏委員、申請番号③を小松昭則委員、申請番号④大久保暢夫委員、申請番号⑤を黒岩榮之委員お願いします。

小松委員 申請番号①②です。先ほどの説明のとおりです。

小松委員 申請番号③です。先ほどの説明のとおりです。

大久保委員 申請番号④です。先ほどの説明のとおりです。

黒岩委員 申請番号⑤です。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別に(ほかに)なければ、採決いたします。

議案第5号 農業経営基盤強化法農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長 賛成(全員・多数)です。

議案第5号 農業経営基盤強化法農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第6号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 議案第6号、非農地証明願を説明いたします。議案書は23ページです。今回は2件の申請が出ています。

それでは、申請番号1番、申請人、申請地は議案書に記載のとおり、登記簿地目は畑、面積は2筆合わせて838㎡となっております。所在地の地図は24ページに掲載しております。市営植野団地の南西方向にある土地で、現在は住宅と駐車場となっております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

現地は昭和 42 年に木造住宅が建築され、その後北側を昭和 60 年頃駐車場として整備し現在に至っております。現地の状況及び安芸市税務課が発行した証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である 15 年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断しております。

現地につきましては、9 月 12 日に野村勉委員、公文啓子委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

次に申請番号 2 番です。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は 11 m²となっております。

所在地の地図は 25 ページに掲載しております。内原野の安芸森林管理署の東にある土地で、現在は宅地の一部となっております。現地の写真をお配りしますのでご確認ください。

現地は、平成 12 年ごろより宅地の一部として利用され、現在に至っております。現地の状況、及び安芸市税務課が発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書の発行基準である 15 年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断しております。

現地につきましては、9 月 11 日に西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認の報告を申請番号 1 番は公文啓子委員、申請番号 2 番を中平秀一委員、お願いします。

公文委員 現地確認してきました。説明に間違いありません。

中平委員 現地確認してきました。さきほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別に(ほかに)ないので、採決いたします。

議案第 6 号 非農地証明願を、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長 全員賛成です。

よって、議案第 6 号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

議長 以上で、議案審議は終了いたしました。
それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局から、1点ございます。
みなさんのお手元にお配りしておりますけれども、令和6年度農業委員会全員研修会の開催案内がきております。来月10月16日(水)に開催予定です。
オンラインで開催されるので、こちらの会場で受講できるように準備しますので、ぜひご出席いただきますようお願いいたします。テキストは当日お渡しするように準備しております。事務局から高知県農業会議に出席者の報告をするようになっていきますので、欠席となる方は10月9日(水)までに連絡をいただければと思います。10月9日までに欠席の連絡をお願いします。
最後に、10月の定例会ですが、10月28日(月)予定となっております。ご案内も送りますけれども、お間違えの無いようお願いいたします。
以上です。

議長 以上で、本日の定例会日程はすべて、終了しました。
閉会あいさつ

事務局長 起立、礼。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 10 月 28 日

安芸市農業委員会

会

長

内川 昭二

会議録署名委員

川島 義一

会議録署名委員

栗山 浩和